

かわふの防草対策(舗装)の支援について

【1内容】

宅地に隣接する等の一定条件を満たすかわふ（官地）の形状変更（舗装）を民間負担でおこなう場合、直接工事費相当額を市で支援する制度です。

※かわふとは、水路沿いに確保された水路管理用の敷地（官地）のこと。

【2要件】

- ① 市街化区域内であること。
- ② 払下予定地ではないこと。
- ③ 都市計画法29条の開発行為（開発面積1,000㎡以上）に係るものではないこと（将来、開発面積が1,000㎡以上になるような開発に準用した行為は支援対象外）。
- ④ 【4標準仕様】を原則満たすもの

【3支援額】※1申請(同一箇所)あたり

アスファルト舗装 30万円を超えない範囲で施工面積等により決定します。

コンクリート舗装 30万円を超えない範囲で施工面積等により決定します。

※支援予算には限りがあります。予算残高については裏面連絡先までお問い合わせください。

【4標準仕様】

アスファルト舗装	アスファルトの厚み	t=4cm
	砕石の厚み	t=10cm
コンクリート舗装	コンクリートの厚み	t=10cm
	砕石の厚み	t=10cm

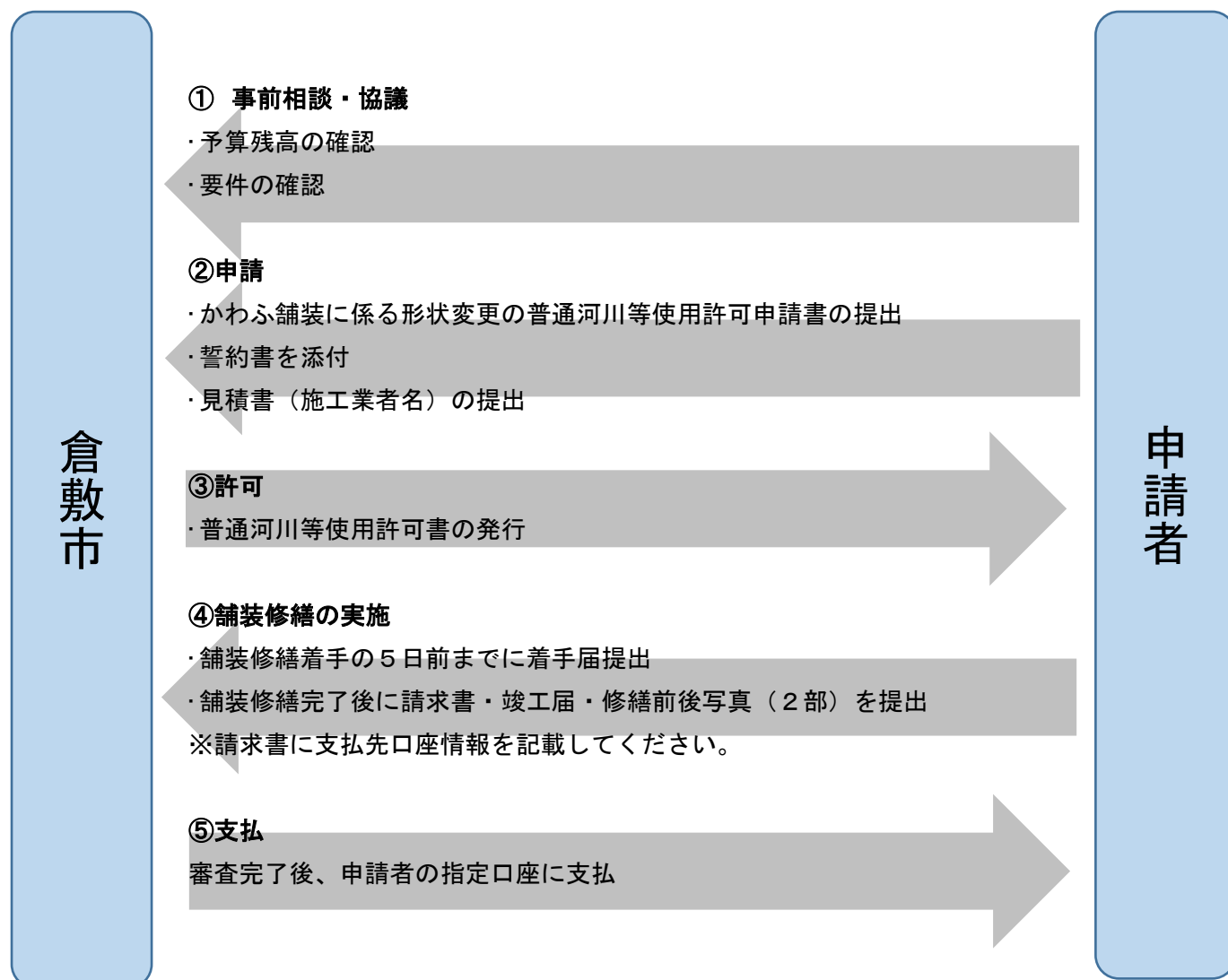
※コンクリート舗装は10mごとに目地を付すこと。

※境界ブロック等を設置し官民境界が分かるようにすること。



申請の流れ・連絡先は裏面

【5 申請の流れ】



【問い合わせ連絡先】

（倉敷）	農林水産部耕地水路課	TEL 086-426-3441
（水島）	水島支所産業課	TEL 086-446-1113
（児島）	児島支所産業課	TEL 086-473-1115
（玉島）	玉島支所産業課	TEL 086-522-8114
（真備）	真備支所産業課	TEL 086-698-8114
（船穂）	船穂支所産業係	TEL 086-552-5110
（庄）	庄支所産業建設係	TEL 086-462-1212
（茶屋町）	茶屋町支所産業建設係	TEL 086-428-0001